

税 第 1 6 8 3 号
平成 2 7 年 1 2 月 2 8 日

各県総合（県税）事務所長 様

総 務 部 長

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成 2 6 年内閣府・総務省令第 3 号。以下「規則」という。）に基づき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する手続（以下「地方税関係手続」という。）に係る個人番号利用事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 2 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、財務大臣等（規則第一条第三項に規定する財務大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法（以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、下記のとおり定め、平成 2 8 年 1 月 1 日から適用する。

記

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件」（平成 2 7 年国税庁告示第 2 号）別表（以下「国税庁告示」という。）第一欄に掲げる規定の国税庁告示第二欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を国税庁告示第三欄に掲げるとおりとする。

ただし、国税庁告示における別表第一欄に掲げる規定の別表第二欄に掲げる内容に関しては、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を別表第三欄に掲げるとおりとする。

別表

第一欄	第二欄	第三欄	
規則第 二条第 三項第 二号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	3-1	本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。）
		3-2	国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が六か月以内のものに限る。以下「国税等の領収証書等」という。）
		3-3	印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から六か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。）
		3-4	地方税法に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。）
規則第 二条第 四項第 五号	過去に法第十六条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情（以下「事項等」という。）であって財務大臣等が適当と認める事項等	4-1	修正申告書に記載された修正申告直前の納付すべき税額若しくは還付金の額に相当する税額又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の納付すべき税額若しくは還付金の額に相当する税額その他これに類する事項
		4-2	地方税法の規定により、現に特別徴収義務者に指定されている事実

規則第 三条第 二号ニ	個人番号利用事務実施 者が適当と認める方法	9-1	地方税手続電子証明書(知事が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十六年規則第五十六号。以下「情報通信技術利用規則」という。)第二条第二項第二号に規定する電子証明書をいう。)及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名(情報通信技術利用規則第二条第二項第一号に規定する電子署名をいう。以下「電子署名」という。)が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。)
		9-2	民間電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号。以下「電子署名法」という。)第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書(個人識別事項の記録のあるものに限る。)をいう。)及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。)
		9-3	個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるものの提示(提示時において有効なものに限る。)若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること
		9-4	個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で本人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法
		9-5	あらかじめ個人番号利用事務実施者が当該提供を行う者の個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号。以下「公的個人認証法」という。)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。)及び同法第三条

			第一項に規定する署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）の送信を受け、かつ、当該送信を受けた後に当該利用者証明用電子証明書の送信を受けることにより認証する方法
規則第十條第一号	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	17-1	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けること
		17-2	情報通信技術利用規則第四条第二項の規定に基づき電子署名を行った本人及び代理人を確認するために必要な事項を併せて送信して、当該提供に係る情報の送信を受けること
規則第十條第二号	代理人に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	18-1	代理人に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者又は同条第五項に規定する署名確認者が個人番号の提供を受ける場合に限る。）
		18-2	代理人に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）
		18-3	代理人に係る民間電子証明書及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）
		18-4	代理人が法人である場合には、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）
		18-5	個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で代理人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法
		18-6	個人番号カード、運転免許証、旅券その他官

			<p>公署又は個人番号利用事務等実施者から代理人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であつて、個人識別事項の記載があるものの提示(提示時において有効なものに限る。)若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること</p>
		18-7	<p>本人の代理人(当該代理人が法人の場合に限る。)の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、登記事項証明書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること(登記事項証明書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提示等を受けた書類等を確認する方法によることことができる。)</p>
		18-8	<p>本人の代理人(当該代理人が法人の場合に限る。)の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、法人に係る国税等の領収証書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること(法人に係る国税等の領収証書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提示等を受けた書類等を確認する方法によることことができる。)</p>
		18-9	<p>本人の代理人(当該代理人が税理士法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第三項の規定により通知している弁護士法人(以下「税理士法人等」という。))の場合に限る。)に所属する税理士又は同法第五十一条第一項の規定により通知している弁護士(以下「税理士等」という。)から</p>

			<p>個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、情報通信技術利用規則第四条第二項の規定に基づき電子署名を行った当該代理人又は当該税理士等を確認するために必要な事項を併せて送信して、送信を受ける方法（同法第二条第一項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）</p>
		18-10	<p>本人の代理人（当該代理人が税理士法人等の場合に限る。）に所属する税理士等から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、情報通信技術利用規則第四条第二項の規定に基づき電子署名を行った当該代理人又は当該税理士等を確認するために必要な事項を併せて送信して、送信を受ける方法（同法第二条第一項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）</p>